

令和 7 年 11 月 28 日

令和 7 年度補正予算（第 1 号）に伴う対応等

標記については、[別紙](#)のとおり地方公共団体に連絡しました。

（連絡先）

自治財政局財政課

担当：前田財政企画官、藤原係長

代表：03-5253-5111（内線 23314、23323）

直通：03-5253-5612

事 務 連 絡
令和7年11月28日

各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

} 御中

総務省自治財政局財政課

令和7年度補正予算（第1号）に伴う対応等について

政府は、令和7年11月28日に、令和7年度補正予算（第1号）の概算について閣議決定したところであります（別添資料参照）。

これに伴う財政措置等として別紙のとおり講ずることを予定しておりますので、お知らせいたします。

貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかに措置の内容を御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】

総務省自治財政局

財政課財政計画係 藤原

電話 03-5253-5612

(別 紙)

第1 国の補正予算

政府は、令和7年11月28日に令和7年度補正予算（第1号）の概算について閣議決定し（別添資料参照）、国会に提出する予定である。

今回の補正予算においては、歳出面で、生活の安全保障・物価高への対応8兆9,041億円、危機管理投資・成長投資による強い経済の実現6兆4,330億円、防衛力と外交力の強化1兆6,560億円、今後への備え（予備費の確保）7,098億円等を追加計上するほか、既定経費の減額1兆1,950億円の修正減少額を計上している。

また、歳入面で、税収2兆8,790億円、税外収入1兆155億円、前年度剰余金受入2兆7,129億円、公債金1兆6,960億円（建設公債3兆5,390億円及び特例公債8兆1,570億円）を追加計上している。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも令和7年度当初予算に対し、1兆8,303億4千億円増加し、1兆3,350億1千2百億円となっている。

第2 補正予算に係る財政措置等

今回の補正予算においては、国税収入の補正等に伴い地方交付税が増額されるとともに、歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じること等から、以下のとおり措置を講ずる予定である。

1 地方交付税

今回の補正予算において、地方交付税法第6条第2項の規定に基づき増額される令和7年度分の地方交付税の額は、1兆5,102億円（令和6年度国税決算に伴う地方交付税法定率分の増額5,043億円及び令和7年度国税収入の補正に伴う地方交付税法定率分の増額1兆59億円）である。

(1) 以下のとおり、1兆3,102億円を令和7年度の地方交付税総額に加算して増額交付する措置を講ずることとしていること。

- ① 普通交付税の調整額を復活するとともに、国の補正予算における歳出の追加に伴う地方負担（平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判所判決への対応を踏まえた保護費の追加支給に必要となる経費を含む。）、地方公務員の給与改定に必要となる経費の一部、委託料等に係る物価高対応（以下「価格転嫁対策」とい

う。)に必要となる経費等を措置するため、令和7年度の地方交付税を1兆653億円(普通交付税1兆14億円及び特別交付税639億円)増額交付することとしていること。

このうち、価格転嫁対策については、普通交付税を2,000億円増額交付することとしていること。これは、委託料の追加300億円、道路や河川等の点検・補修に係る維持補修費の追加750億円、道路や施設の改修等に係る投資的経費(単独)の追加900億円等を想定したものであることを踏まえ、価格転嫁対策について適切に対応されたいこと。

この普通交付税の増額交付に対応して、令和7年度に限り、基準財政需要額の費目に「臨時経済対策費(仮称)」及び「給与改定費(仮称)」を創設するとともに、調整額を復活すること等としていること。

- ② 令和8年度及び令和9年度における臨時財政対策債の元利償還金の一部を償還するための基金の積立てに要する経費の財源を措置するため、令和7年度の普通交付税を2,209億円増額交付することとしていること。

これに対応して、令和7年度に限り、基準財政需要額の費目に「臨時財政対策債償還基金費(仮称)」を創設することとしていること。

なお、「臨時財政対策債償還基金費(仮称)」の算定額については、令和8年度及び令和9年度の「臨時財政対策債償還費」から令和8年度は当該算定額の4分の3、令和9年度は当該算定額の4分の1に相当する額を控除することとなることから、各地方公共団体においては、この措置に対応し令和7年度内に減債のための基金に積立てを行うなど適切に対応されたいこと。

- ③ 上記①の639億円に加えて、令和6年能登半島地震に係る財政需要に対応するため、令和7年度の特別交付税の総額に240億円加算することとしていること。

- ④ 上記①②に伴い、普通交付税の再算定を行うこととしていること。普通交付税の再算定の詳細については、別途お知らせする予定であること。

- (2) 令和7年度地方財政計画において「地域デジタル社会推進費」を計上するために活用することとしていた令和7年度の地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金2,000億円について、その活

用時期を見直すこととしていること。

以上の措置を講ずるため、「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）」を国会に提出する予定であること。

2 追加の財政需要

今回の補正予算においては、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、これに対しては以下のとおり財政措置を講ずることとしている。

なお、詳細については、別途お知らせする予定である。

- (1) 今回の補正予算により令和7年度に追加されることとなる投資的経費に係る地方負担については、原則として、その100%まで地方債を充当できることとし、以下に掲げるものを除き、後年度における元利償還金の50%（当初における地方負担額に対する算入率が50%を超えるものについては、当初の算入率）を公債費方式により基準財政需要額に算入することとしていること。

① 災害復旧事業債

ア 補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金（公営住宅の災害復旧に係るものを除く。）については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

イ 災害対策債

- (ア) なりわい再建支援事業（地方公共団体が補助する経費の2／3を国が補助する場合）、令和6年能登半島地震による災害の災害廃棄物処理事業及び令和6年9月20日からの大雨による災害の災害廃棄物処理事業に係る災害対策債の後年度における元利償還金については、その95%を基準財政需要額に算入すること。

なお、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体については、地方負担額の95%（なりわい再建支援事業については、地方公共団体が補助する経費の2／3を国が補助する場合は地方負担額の95%、地方公共団体が補助する経費の1／2を国が補助する場合は地方負担額の70%）を特別交付税により措置すること。

- (イ) 上記（ア）の災害廃棄物処理事業以外の災害廃棄物処理事業については、地方負担額の80%を特別交付税により措置した上で、残余について、災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては、災害対策債の後年度における元利償

還金の５７％を特別交付税により措置すること。

ウ 一般単独災害復旧事業債

一般単独災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、その４７．５％～８５．５％を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

エ 地方公営企業災害復旧事業債

地方公営企業災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、一般会計からの繰出額に応じ、その最大５０％までを特別交付税により措置すること。

② 公営企業債

当初における一般会計からの繰出額の一部に対する算定と同様の方式により措置すること。

③ 令和６年能登半島地震への対応及び、令和６年９月２０日からの大雨への対応に伴う投資的経費（災害復旧事業を除く。）に係る補正予算債

令和６年能登半島地震への対応及び、令和６年９月２０日からの大雨への対応（令和６年能登半島地震による災害に係る「災害対策基本法施行令」（昭和３７年政令第２８８号）第４３条第３項の地方公共団体の対応に限る。）に伴う投資的経費（災害復旧事業を除く。）に係る補正予算債の後年度における元利償還金については、その８０％を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

(2) 今回の補正予算により令和７年度に追加されることとなる地方債の対象とならない経費については、上記１(1)の地方交付税の増額交付等の中で対応することとしていること。

3 投資的経費（単独）の増額に伴う対応

地方公共団体が投資的経費においても価格転嫁を進め、物価高の中で必要な道路や施設の改修等に取り組めるよう、事業規模で２，０００億円を想定し、上記１(1)の地方交付税の増額交付に併せて、一般事業債等を増額し、所要の公的資金を確保する予定である。

なお、詳細については、別途お知らせする予定である。

4 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額

今回の補正予算においては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を２兆円（うち食料品の物価高騰に対する特別加算４，０００億円）増額することとされている。

第3 地方公務員の給与改定

本年の国家公務員の給与改定については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（令和7年11月11日閣議決定）において、その取扱いが決定されたところであるが、地方公務員の給与改定については、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」（令和7年11月11日付け総務副大臣通知）で通知したとおり、「地方公務員法」（昭和25年法律第261号）の趣旨に沿って適切に対応されたい。

当該給与改定に係る一般財源所要額については、給与改善費（2,000億円）、地方財政計画上の追加財政需要額（4,200億円）の一部及び上記第2の1(1)の地方交付税の増額交付の中で対応することとしているので、留意されたい。

第4 その他

「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）においては、「経済対策を速やかに執行し、一刻も早く国民へ支援を届ける。そのため、全府省庁の連携の下、地方公共団体等への周知を徹底し、国・地方が一体となって、できる限り早期の執行に努める」とされていることを踏まえ、適切に対応されたい。

令和7年度一般会計補正予算（第1号）等について

令和7年11月28日

(単位 億円)

第一 一般会計予算の補正

1 歳出の補正額

(歳出の追加額)

(1)	生活の安全保障・物価高への対応	89,041
(2)	危機管理投資・成長投資による強い経済の実現	64,330
(3)	防衛力と外交力の強化	16,560
(4)	今後への備え（予備費の確保）	7,098
	小計	177,028
(5)	その他の経費	6,633
(6)	国債整理基金特別会計へ繰入	11,323
	計	194,984

(歳出の修正減少額)

既定経費の減額	△	11,950
---------	---	--------

合計		183,034
----	--	---------

2 歳入の補正額

(歳入の追加額)

(1) 租税及印紙収入	32, 110
(2) その他収入	10, 170
(3) 公債金	116, 960
① 公債金	35, 390
② 特例公債金	81, 570
(4) 前年度剰余金受入	27, 129
計	186, 369

(歳入の修正減少額)

(1) 租税及印紙収入	△	3, 320
(2) その他収入	△	15
計	△	3, 335

合 計 183, 034

(備考) 上記の補正により、令和7年度一般会計歳入歳出予算総額は、それぞれ1,335,012億円となる。

なお、計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

第二 特別会計予算の補正

交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計など11特別会計について、所要の補正を行う。

令和7年度一般会計補正予算（第1号）フレーム

(単位：億円)

歳 出		歳 入	
1. 生活の安全保障・物価高への対応	89,041	1. 税収	28,790
2. 危機管理投資・成長投資による強い経済の実現	64,330		
3. 防衛力と外交力の強化	16,560	2. 税外収入	10,155
4. 今後への備え（予備費の確保）	7,098		
小 計（経済対策関係経費）	177,028	3. 前年度剰余金受入	27,129
5. その他の経費	6,633		
6. 国債整理基金特別会計へ繰入	11,323	4. 公債金 （1）建設公債 （2）特例公債	116,960 35,390 81,570
7. 既定経費の減額	▲ 11,950		
合 計	183,034	合 計	183,034

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。